

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する

法律

規制の名称：法科大学院の教育課程等の公表義務

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：高等教育局専門教育課専門職大学院室

評価実施時期：令和7年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び事前評価時には想定していなかった影響の発現はみられない。

また、法曹志望者に対して法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報を提供することを企図し、法科大学院を設置する大学に対して、当該法科大学院における教育課程や教育の実施状況等の公表を義務付けるという本規制の必要性は、事前評価後も変わっていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は見受けられない。本規制を設けない場合、法科大学院における自主的かつ積極的な教育の充実の促進や法曹志望者に対する法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報を提供することの実効性が確保されず、法科大学院改革が不十分なものとなることで、法科大学院入学者の減少と修了者の司法試験合格率の低迷が、相互に関連しながら継続するという仮想状況に変化はなく、ベースラインは事前評価時から変わらない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

①②の通り、規制の事前評価後、課題を取り巻く社会情勢や科学技術の変化による影響及び事前評価時に想定していなかった影響の発現はない。

本規制は、法科大学院入学者が減少し続け、質・量ともに豊かな法曹を養成することが困難となる状況を打開するため、法曹志望者に対する法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報提供の実効性の確保や法科大学院における自主的かつ積極的な教育の充実の促進を企図するものであり、上記のとおり事前評価後も課題を取り巻く社会経済情勢等に変化がないことから、本規制の必要性については引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制は、以下Ⅰ～Ⅵの事項の公表を、法科大学院を設置する大学に義務付けるものであり、それに向けた事務負担等の遵守費用の発生を想定していた。

- Ⅰ 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力
- Ⅱ 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況
- Ⅲ 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況
- Ⅳ 当該法科大学院における司法試験の法科大学院修了見込受験資格取得のための認定の基準及び実施状況
- Ⅴ 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況
- Ⅵ その他文部科学省令で定める事項

しかし、本規制が新設される以前から、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2において、「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事」「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事」といったⅠ～Ⅵと重なる事項の公表が一部義務付けられていたことから、本規制によって新たに生じた追加的な遵守費用を把握することは困難であり、さらに現在も募集を継続している法科大学院は34校に限られることから、Ⅰ～Ⅵの公表を義務付けた場合の遵守費用は極めて限定的である。

(参考)

対象となる各法科大学院におけるⅠ～Ⅵの公表状況は様々であり、新たに公表を要する事項が異なるため、当該費用を定量化又は金銭価値化したうえで把握することは困難であること、また、本規制の対応は基本的に大学の設置者等の通常業務の中で処理されるものであるが、仮に各大学において担当者1名で5時間を要するものと仮定すると、本規制によって発生しうる大まかな遵守費用は次のようになる。

【事務職員の時給：2,900円(※)】×【人数：1名】×【所要時間：5時間】＝【14,500円】
【1件当たりの遵守費用：14,500円】×34校＝【大まかな遵守費用：493,000円】

また、事前評価時の費用推計においても、一律の条件の下で試算を行うことは困難であったことから精緻な試算は実施していないものの、仮に上記推計を援用すれば、事前評価時点でも同等の遵守費用が想定されることから、事前評価時点の推計から大きなかい離は生じていないと考えられる。

※ 時給の計算根拠

2,900円(時給)÷5,034千円(年平均給与額)÷1,734時間(年間総労働時間)

* 1「年平均給与額」は民間給与実態統計調査(国税庁、令和元年(概要))に基づく。

* 2「年間総労働時間」は労働統計要覧(厚生労働省)毎月勤労統計調査、令和元年度における年間総労働時間

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制に係る行政費用としては、法科大学院を設置する大学が前記Ⅰ～Ⅵの公表義務を履行しているかを確認し、違反が判明した場合には行政指導を実施する等の費用が発生すると想定していた。

しかしながら、本規制を新設する以前より、文部科学省においては各法科大学院の状況を定期的に調査しており、今般の公表義務の履行確認についても当該調査に設問を追加したのみであるため、把握にあたっての追加的な行政費用は極めて限定的である。また、現時点では、公表義務の違反がなく行政指導の必要性が生じていないため、行政指導に関する追加的な行政費用も発生していない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時点では、本規制が、法科大学院入学者が減少し続け、質・量ともに豊かな法曹を養成することが困難となる状況を打開するため、法曹志望者に対する法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報提供の実効性の確保や法科大学院における自主的かつ積極的な教育の充実の促進が図られることが想定されていた。

事後評価時点では、

I の公表により、法科大学院における教育課程について学部から適切な評価を受けながら教育水準の向上が図られるとともに、法科大学院に入学しようとする者又は在学中の者にとって、入学前又は各年次の終了段階で身に付けるべき学識及び能力が明らかになることで、見通しを持った学修が可能となっている。

II～IIIとV～VIの公表により、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）第2条第1号において法科大学院に求められる「厳格な成績評価及び修了の認定」の実効性を確保するとともに、法曹志望者が、各法科大学院における標準修業年限での修了率など、進路選択に当たり重要な情報を入手することが可能となっている。

IVは、連携法と同時に改正された司法試験法の改正により実現した、司法試験の在学中受験資格に関する情報の公開である。時間的・経済的負担の軽減を志向する法曹志望者にとって、各法科大学院における同受験資格の認定要件や実際の認定状況は進路選択に当たり極めて重要な情報であり、当該情報の公表により、その着実な提供が行われている。

したがって、規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はない。

そのうえで、本規制を含む制度改革以降、法科大学院への入学志願者数（R2：8,161→R6：13,513）、入学者数（R2：1,711→R6：2,076）、入学定員充足率（R2：76.6%→R6：94.5%）となっており、法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）も令和6年度の目標を達成した。

（参考）法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）に関する、令和6年度の最終的な目標達成状況は、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第119回）で公表（https://www.mext.go.jp/content/20250220-mxt_senmon02-000039996_2-2.pdf）。

これらの成果は、本規制のみによって生じたものか、同時に行われた法科大学院改革に係る措置との相乗効果によって生じたものかを区別することは難しく、本規制のみによる効果を定量的に示すことは困難であるものの、質・量ともに豊かな法曹の養成に繋がるという効果は一定程度発現していると言える。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

上記のとおり本規制の効果を定量的に把握することは困難であり、金銭価値化して便益を把握することも困難。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響は確認できなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

本規制導入前と比較して、社会経済情勢等の変化による影響等は生じておらず、副次的な影響及び波及的な影響は見受けられなかった。

本規制の導入に伴い生じていると考えられる、遵守費用及び行政費用は極めて限定的なものと考えられる。

他方、本規制により、法科大学院に対し自主的かつ積極的な教育の充実を促すとともに、法科大学院が法曹志望者に対して法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報を提供することなどにより、質・量ともに豊かな法曹の養成に繋がるという効果の発現に繋がったと考えられる。

今後も同様の効果が生じることが、引き続き期待できると考えられるため、本規制を継続することが妥当である。